

GS1 Japan Data Bank -商品情報-登録規約

沿革	2019年10月1日	19規約第5号	制 定
	2020年2月12日	19規約第6号	一部改正
	2020年11月17日	20規約第6号	一部改正
	2021年1月25日	20規約第8号	一部改正
	2021年8月1日	21規約第4号	一部改正
	2021年10月20日	21規約第5号	一部改正
	2022年4月1日	22規約第2号	一部改正
	2024年4月22日	24規約第4号	一部改正

GS1 Japan Data Bank -商品情報-登録規約（以下、本規約）は、一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）が管理・運営するGS1 Japan Data Bank -商品情報-（以下、GJDB -商品情報-）の適正な利用および提供するサービスについて定める。

第1条（GJDB -商品情報-の機能）

GS1 事業者コードが貸与された事業者（以下、登録事業者）は GJDB -商品情報-に自社の商品情報を登録することにより、次の機能を利用することができる。

- ① GTIN を設定する機能
- ② GJDB -商品情報-に登録を行った自社の GTIN の番号およびそれに付随する商品情報を管理する機能
- ③ GJDB -商品情報-に登録を行った自社の GTIN からバーコード画像を生成する機能
- ④ GJDB -商品情報-に登録された商品情報の一部項目を第2条の⑦、⑧、⑨、⑩に記載のサービスに提供する機能
- ⑤ JICFS/IFDB に登録されている自社の商品情報を参照し、GJDB -商品情報-に登録するための機能
- ⑥ GJDB × scan のユーザーから送信された自社の商品情報に関するフィードバック情報等についてGS1 Japan から通知を受ける機能

第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、⇒に続いて記載のとおりとする。

- ① My GS1 Japan⇒GS1 Japan がインターネット上で提供する各種サービスのポータルサイト
- ② ブランドオーナー⇒ある商品の名称を利用する権利を有する製造業者、卸売業者または小売業者
- ③ GS1 事業者コード⇒GTIN・GLN 等の GS1 が定める国際標準の識別コードを設定するために必要な番号で、GS1・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織が設定および管理するコード
- ④ GTIN（Global Trade Item Number）⇒どの事業者の、どの商品（サービスを含む）であるかを表す GS1 が定める国際標準の識別コードで、商品のブランドオーナー（ある商品の名称を利用する

権利を有する製造業者・卸売業者・小売業者・サービス提供者)が商品ごとに設定するコード

- ⑤ GS1⇒国際的な流通標準化推進機関である非営利ベルギー法人 GS1 AISBL
- ⑥ GS1 加盟組織⇒GS1 の傘下で GS1 標準の開発と普及活動を行うことを認められた組織（世界で 110 以上の国・地域に存在）
- ⑦ GJDB × scan⇒第 3 条第 6 項によりブランドオーナーが登録した商品情報の利用を目的として、GS1 Japan が管理・運営するスマートフォンアプリ
- ⑧ JICFS/IFDB (JAN Item Code File Service/Integrated Flexible Data Base) ⇒GS1 Japan が商品マスター情報をブランドオーナー等から収集、整備し、その情報を提供することを目的として、GS1 Japan が管理・運営するサービス
- ⑨ GEPIR⇒GS1 Japan から GS1 事業者コードの貸与を受けている事業者の情報を、インターネットを通じて提供するサービス
- ⑩ GS1 Registry Platform⇒GS1 が一元管理している全世界の GS1・GS1 Japan・他の GS1 加盟組織から GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者に関する情報・それらの事業者発信の GTIN および GLN に関する情報 GTIN・GLN・等の GS1 が定める国際標準の識別コードに関するウェブ上の様々な情報・サービスにアクセスするためのリンク情報
- ⑪ 利用者⇒GJDB -商品情報-にアクセスし GJDB -商品情報-に登録された商品情報を利用する製造業者、卸売業者、小売業者およびこれら企業を支援する事業者。利用者の資格は別途定める。

第 3 条 (商品情報の登録)

- 1 貸与を受けている GS1 事業者コードが全て有効である登録事業者は、自社の商品情報を GJDB -商品情報-に登録することができる。
- 2 前項の登録事業者に加え、登録事業者の商品情報を扱う権利を有する者も、当該登録事業者の委任を受け商品情報を GJDB -商品情報-に登録することができる。
- 3 貸与されている GS1 事業者コードが無効になった登録事業者は、第 1 条の機能を利用することができない。
- 4 登録事業者は、GS1 Japan が定める「My GS1 Japan 利用規約」に従わなければならない。
- 5 登録事業者は「GS1 Japan Data Bank(GJDB) -商品情報- ユーザーマニュアル (登録ガイド)」に従い、自社の商品情報を正確に登録し、登録情報が最新の情報となるように努めなければならない。
- 6 GS1 事業者コードが返還された場合も、登録事業者が GJDB -商品情報-に登録した情報は GJDB -商品情報-に保持され、GJDB -商品情報-、GJDB × scan、JICFS/IFDB、GEPIR および GS1 Registry Platform において利用される。
- 7 登録事業者は、自身が登録した商品情報の削除が必要な場合、GS1 Japan に電子メール (gjdb@gs1jp.org) で削除が必要な商品情報を申し出て、GS1 Japan が GJDB -商品情報-から商品情報を削除する。

第 4 条 (商品情報の提供または公開)

- 1 GJDB -商品情報-に登録された商品情報は利用者に提供または公開される。
- 2 登録事業者は、GJDB × scan、JICFS/IFDB、GEPIR および GS1 Registry Platform に対して、自社の商品情報の提供または公開を希望しない場合、GS1 Japan に提供または公開の停止を求める

ことができる。

- 3 GJDB -商品情報-に登録された商品情報のうち、画像情報については、必要な編集・加工等を実施して提供または公開される。
- 4 JICFS/IFDB に提供された商品情報は、必要な編集・加工等を実施して提供または公開される。
- 5 GJDB -商品情報-に登録された商品情報のうち、販売対象国（地域）が未入力の商品情報については、販売対象国（地域）は「日本」として GS1 Registry Platform に提供される。

第 5 条（著作権）

GJDB -商品情報-の著作権は、GS1 Japan に帰属する。

第 6 条（料金・費用）

- 1 第 1 条記載の機能は、無料で利用することができる。但し、別紙に記載のサービスは有料とする。
- 2 GJDB -商品情報-に接続するための通信費等は登録事業者の負担とする。

第 7 条（免責）

- 1 GJDB -商品情報-への自社の商品情報の登録は登録事業者の責任で行い、その情報の利用に関連して損害が発生しても、GS1 Japan、GS1 あるいは他の GS1 加盟組織は、責任を負わない。
- 2 登録事業者が登録した商品情報により何らかの損害が GS1 Japan、GS1 あるいは他の GS1 加盟組織に発生した場合、またはそれらの組織が第三者から損害賠償の請求を受けた場合、登録事業者はその賠償をしなければならない。
- 3 GJDB -商品情報-が何らかの原因により利用できなかったことにより生じる損害について、GS1 Japan は責任を負わない。
- 4 第 1 条⑤、⑥の機能により参照できる情報の信頼性について、GS1 Japan は責任を負わない。

第 8 条（GJDB -商品情報-のサービス変更・中断・中止）

GS1 Japan は、事業上の理由、システムの不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、事前に通知することなく、GJDB -商品情報-のサービスを変更し、または中断もしくは中止することができる。また、それに起因して生じた損害について、GS1 Japan は責任を負わない。

第 9 条（禁止行為）

- 1 登録事業者は、GJDB -商品情報-を第 1 条記載の機能の本来の利用目的以外に利用してはならない。
- 2 登録事業者は、GJDB -商品情報-の利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - ① 法令に違反する行為
 - ② 犯罪に関連する行為
 - ③ 公序良俗に反する行為
 - ④ GS1 Japan または第三者の知的財産、プライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益を侵害する行為
 - ⑤ GJDB -商品情報-の運営・維持を妨げる行為
 - ⑥ GJDB -商品情報-の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または解析

- ⑦ GJDB -商品情報-のネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為
- ⑧ GJDB -商品情報-のネットワークに不正にアクセスする行為
- ⑨ 第三者になりすます行為
- ⑩ 第三者に GJDB -商品情報-を利用させる行為
- ⑪ 第三者の知的財産、プライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益の侵害となる情報を、GS1 Japan に送信する行為
- ⑫ GJDB -商品情報-により利用しうる情報を改ざん、流用または第三者に提供する行為
- ⑬ 前各号の行為を直接もしくは間接に惹起しまたは容易にする行為
- ⑭ その他、GS1 Japan が不適切と判断する行為

第 10 条（利用停止等）

- 1 GS1 Japan は、登録事業者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、事前に通知することなく、GJDB -商品情報-の全部もしくは一部の利用の停止・終了をすることができる。
 - ① 本規約に違反した場合
 - ② GS1 Japan からの問い合わせに対して、7 日間以上応答がない場合
 - ③ 登録事業者が反社会的勢力であることが判明した場合
 - ④ GS1 Japan が GJDB -商品情報-の利用を適当でないと判断した場合
- 2 登録事業者は、GJDB -商品情報-の利用を停止された場合、GS1 Japan に対して負っている債務について期限の利益を失い、直ちに GS1 Japan に対する全ての債務の履行をしなければならない。
- 3 GJDB -商品情報-に、GS1 Japan が不適切と判断する商品情報の登録があった場合、GS1 Japan は商品情報の削除、商品情報の提供または公開の停止等の是正措置を講じることができる。
- 4 GS1 Japan は、本条に基づき GS1 Japan が行った行為により登録事業者に生じた損害について、責任を負わない。

第 11 条（規約の変更）

- 1 GS1 Japan は本規約を任意に変更することができる。
- 2 本規約を変更しようとするときは、GS1 Japan はその変更内容を GS1 Japan のウェブサイトに掲示し、変更の効力発生時期を明示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、GJDB -商品情報-のサービスを利用した登録事業者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

- 1 登録事業者は GJDB -商品情報-のサービスの利用期間中、登録事業者およびその株主・役員その他、登録事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。
- 2 登録事業者が前項の表明・保証に反した事実が判明したときは、GS1 Japan は登録事業者の GJDB -商品情報-のサービスの利用を停止し、必要な場合、登録事業者が登録した商品情報を削除することができる。

第 13 条（準拠法および合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則（2019年10月1日施行）

本規約は、2019年10月1日から適用する。

附則（2020年2月12日一部改正）

本規約は、2020年2月12日から適用する。

附則（2020年11月17日一部改正）

本規約は、2020年11月17日から適用する。

附則（2021年1月25日一部改正）

本規約は、2021年1月25日から適用する。

附則（2021年8月1日一部改正）

本規約は、2021年8月1日から適用する。

附則（2021年10月20日一部改正）

本規約は、2021年10月20日から適用する。

附則（2022年4月1日一部改正）

本規約は、2022年4月1日から適用する。

附則（2024年4月22日一部改正）

本規約は、2024年4月22日から適用する。

GS1 Japan Data Bank -商品情報-有料サービスについて

2020年11月17日制定

GS1 Japan Data Bank -商品情報-登録規約（以下、規約）第6条第1項但書きにいう GS1 Japan Data Bank -商品情報-の有料のサービスを以下に定める。

1. 無料生成件数を超えるバーコード画像の生成

規約第1条③に規定するバーコード画像を生成する機能において、同条に規定する登録事業者が無料で生成を認められる件数（以下、無料生成件数）を超えてバーコード画像を生成したい場合、以下に記載する料金の支払い及び購入の方法によって、追加的に生成することができる。

この場合の無料生成件数は10件とする。但し、当該登録事業者が、GS1 Japan が定めたバーコード画像無料生成期間（2020年11月17日まで）に、バーコード画像を11件以上生成している場合、その数を当該登録事業者についての無料生成件数とする。

①料金

バーコード画像生成件数	金額（税抜）
1件追加	1,000円
5件追加	4,000円
10件追加	7,000円
50件追加	30,000円
100件追加	45,000円

②購入の方法

My GS1 Japan のホームページから画面の指示に従って購入する。なお、My GS1 Japan の利用に当たっては、規約第3条第4項にいう My GS1 Japan 利用規約に従わなければならない。

以上